

資料編

- 1 用語説明
- 2 施策分野別個別計画のまとめ
- 3 パブリック・コメント実施結果
- 4 青梅市総合長期計画策定の経過
- 5 関係条例・要綱等

1 用語説明

あ行

ウメ輪紋ウイルス

プラムポックスウイルス（PPV）。

ウメ、モモおよびスモモ等核果類果樹に感染する植物ウイルスのこと。果実が成熟前に落果するなどの被害を与えることが知られています。なお、このウイルスは植物に感染するものであり、人に感染しませんので、果実を食べても健康に影響ありません。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史・文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることで、その価値が理解され、保全につながる仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域社会そのものが活性化されていくと考えられます。

青梅子どもの水辺協議会

河川環境学習の展開を図るため、文部科学省・国土交通省・環境省が連携する「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」で、水辺を活用した体験学習や環境学習等の活動を行っている市民団体、行政、教育委員会、学校等が連携して立ち上げる協議会のこと。

か行

買い物弱者

流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人のこと。

合併処理浄化槽

主に各戸ごとの敷地に設置され、台所や風呂などから排出される生活雑排水を水洗便所の排水と併せて処理する污水处理施設のこと。

家庭福祉員制度

保育士などの資格・技能および経験をもつ方が、その自宅において保育を要する児童を保育する制度。

観光商業

名所・旧跡などの観光地やイベントなどの来訪者を主な対象として商業展開を図る取組の総称として使用しています。

基礎自治体

首長や地方議会などの自治制度を持つ地方自治体のこと。住民にとって最も身近な行政主体である市町村を指す。ちなみに、都道府県は広域自治体という。

業務核都市

東京圏における住宅問題、職住遠隔化等の大都市問題の解決を図るため、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となるべき都市のこと。多極分散型国土形成促進法において業務核都市制度が定められています。本市は、市域全域をもって、青梅業務核都市と位置付けられています。

緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速道路、一般国道、これらを結ぶ幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。第1次～第3次まで設定されています。

グループ型小規模保育

保育士等の資格を持つ家庭福祉員が、3人までのグループで同じ施設で保育を要する児童を保育すること。

ゲートキーパー

日常生活の中で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

健康寿命

健康で自立して暮らすことができる期間のこと。

子どもの水辺

子どもの水辺協議会が、その地域内でプロジェクトの趣旨に沿った場所を申請し、登録された水辺のこと。

コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組のこと。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

さ行

災害時要援護者支援

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人たちへの支援のこと。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。石油等に代わるクリーンなエネルギーとして、政府はさらなる導入・普及を促進しています。

ジェネリック医薬品

後発医薬品のこと。後発医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に、開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっています。

自助・共助・公助

災害発生時などに、「自らの命は自らが守る」という「自助」、助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」、行政等による「公助」が、連携を図っていくことが重要であるとする考え方のこと。

シティーセールス

都市としてのイメージや知名度を高め、その都市が持つ様々な魅力を効果的・戦略的に発信する取組のこと。

受益者負担

将来にわたり安定した行政サービスを提供していくために、受益者に応分の負担を求めることで公的負担の公平を図ろうというもの。

小規模特認校

小規模の特色を生かした学校で、従来の通学区域に関係なく市内のどこからでも通学を認める学校のこと。

小水力発電

一般に1,000kW～1万kW程度の水力発電のこと。また「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象のように出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶこともあります。

小・中学校一貫教育

小学校1年生から中学校3年生までの9年間、一貫性をもった指導が受けられるようにする教育のこと。

初期救急・二次救急・三次救急

初期救急は、入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療、二次救急は、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療、三次救急は、二次救急まででは対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療のこと。

職住近接

職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

親水施設

水や川に触れることで、水や川に対する親しみを深めるために整備された施設のこと。

スクールカウンセラー

学校で、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談等に応じ、指導・助言を行う臨床心理士など臨床心理学や高度な精神医学的専門知識を有する専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う専門家のこと。

ストックマネジメント手法

施設の現状を把握し、計画的に補修・改修を行い、効率的に延命化を図るという考え方。

スマートコミュニティ

地域で家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、エネルギーの消費を最小限に抑えていく次世代の社会システムを基盤とするまちづくりのこと。

税源のかん養

地域全体の産業振興や企業誘致、定住促進などの取組、既存の税の税率や課税標準の見直し、新しい税の導入などにより、行政サービスを提供するための財源を創り出していくこと。

た行**地域包括ケアシステム**

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを切れ目なく提供するシステムのこと。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。

地方分権改革

国や市などの地方自治体それぞれが分担すべき役割を明確にして、市などの判断と責任で地域の実情に即した行政運営を進めていくことを促進することで、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ろうとするもの。

特用林産物

食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料および竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。土砂災害防止法にもとづき、都道府県が基礎調査を実施したうえ指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。特定の開発行為（宅地分譲や社会福祉施設の建設など）に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。

な行

西多摩保健医療圏

青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町で構成される二次保健医療圏のこと。二次保健医療圏では、入院医療の確保、医療と保健の連携等により包括的な保健医療サービスを提供します。

西多摩地域広域行政圏協議会

青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町を構成市町村として、広域的な行政課題について連携・協調し、より質の高い行政サービスの提供を目指すために設立された協議会。

二次避難所

災害等により、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設のこと。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、その尊厳と権利において平等であり、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指すこと。

は行

バイオマス発電

動植物などから生まれた生物資源（バイオマス）を直接燃焼したり、ガス化して発電する方法のこと。技術開発が進んだ現在では、様々な生物資源が有効活用されています。

ハザードマップ

土砂災害、津波、洪水、火山活動などの自然現象に起因する災害の被害を予測し、危険度を示した地図のこと。

パブリシティ

企業・団体・官庁などが、その製品・事業などに関する情報を積極的に提供し、マスメディアを通して報道として伝達されるよう働きかける広報活動のこと。報道として取り扱われるので信頼性の高い情報として受け止められる効果があります。

バリアフリー化

活動の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。

ブロードバンド

高速・大容量な通信回線や通信環境のこと。

ま行

水辺の楽校

国土交通省のプロジェクト「子どもの水辺」での活動を安全かつ充実したものとするために国が水辺整備を実施する支援策のこと。

や行

ユニバーサルデザイン

誰もが使いやすく、より快適な環境に設計されたデザインのこと。

ら行

ライフサイクルコスト

施設における新規整備・維持修繕・改築・処分を含めた生涯費用の総計のこと。

2 施策分野別個別計画のまとめ

レファレンスサービス

図書館利用者が課題解決や学習、調査、研究のための資料、情報を求める際、図書館職員が最適な資料や情報を検索、提供、回答するなどして援助するサービスのこと。

ローリング

社会・経済状況の変化や、新たなまちづくりの課題などを踏まえ、当初策定した計画を定期的に見直し、実情に即して修正していく方法のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。国は、国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能で確かなものにする上で不可欠であることから、構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むとしています。

1 安全で快適に暮らせるまち		
防災・消防		青梅市地域防災計画
		青梅市国民保護計画
		青梅市耐震改修促進計画
		青梅市業務継続計画
交通安全		青梅市交通安全計画
住宅		青梅市住宅マスタープラン
		青梅市営住宅長寿命化計画
公園・緑地		青梅市緑の基本計画
		青梅の森事業計画
2 自然と共生し環境にやさしいまち		
森林		青梅市森林整備計画
循環型社会		青梅市環境基本計画
		青梅市地球温暖化対策実行計画
		青梅市一般廃棄物処理基本計画
3 次代を担う子どもをみんなで育むまち		
子育て支援		青梅市次世代育成支援地域行動計画
学校教育		青梅市教育推進プラン
		青梅市特別支援教育基本計画
		青梅市特別支援教育実施計画
4 文化・交流活動がいきづくまち		
生涯学習		青梅市生涯学習推進計画
歴史・文化・芸術		地域資源活用計画「まるごとアートOME」
図書館		青梅市子ども読書活動推進計画
スポーツ・レクリエーション		青梅市スポーツ振興計画
5 みんなが元気で健康なまち		
予防・健康づくり		青梅市健康増進計画
		青梅市食育推進計画
		青梅市特定健康診査等実施計画
医療体制・市立総合病院経営		青梅市立総合病院中期経営計画

3 パブリック・コメント実施結果

第1回パブリック・コメント「第6次青梅市総合長期計画基本構想素案について」
 実施期間 平成24年3月28日から平成24年4月11日まで
 意見提出者数 50名

第2回パブリック・コメント「第6次青梅市総合長期計画基本計画素案について」
 実施期間 平成24年10月1日から平成24年10月17日まで
 意見提出者数 39名

基本構想素案（総論）に対する意見

意見要旨	市の考え方
基本理念の(2)は、「～人材が育つ、」までと「人と人のこころのふれあいがある」までとはどのような関係になるのか、よくわからない。	「未来を担うたくましい人材が育つ」は子どもたちの健全育成を意味し、「人と人のこころのふれあいがある」は市民全体にかかる言葉です。
項目名が内容をカバーし切れていない。	表題は短く、かつ、内容を強調するという視点で作成しました。あいまいな表現の部分については修正しました。
まちづくりの基本方向の(2)「環境にやさしい」、(6)「やさしい福祉」などの、「やさしい」という言葉が、近年、流行語のように使われているが、意味があいまいである。公的な仕事をする行政であるからこそ、紛らわしい用語は避けて明確な表現が必要だと思う。	「環境」では環境を大切にすることだけでなく、余計な負荷をかけないという内容を表しています。「福祉」ではあいまいさを回避するため修正しました。
まちづくりの基本方向の(4)・(5)・(6)は、相互に関連性があり、この3つの分け方について検討が必要である。(4)を文化活動と、交流活動の2つに分け、(5)・(6)は1つにしてもよいのではないかと思う。	高齢化の進展を踏まえ、特に健康寿命が長く元気なまちを目指し、1項目としました。
総論は賛成、各論は保留。背景・現状把握の経緯が不足している。どの様なバックグラウンドを捉え基本構想としたのか、説得力のある記述をしてほしい。	基本構想はこれからのまちづくりの方向性を示しています。基本計画において施策分野ごとに現状を踏まえた、基本施策を示します。
論説は、総花的にまとめられ、判り易かった。	計画全体を通してわかりやすさの視点を持ってまとめていきます。
圧力や根回し等の干渉で、なし崩しに計画が薄められ、目先の対応・対策に走り、計画の目標が損なわれ透明性も失われる危惧を感じる。	長期的な展望のもと、10年後のまちの将来像に向けた施策を基本計画で示します。
市民から行政に寄せられる日常の苦情・要望・提案・提言・改善等の声を活かしてほしい。	市民から行政に寄せられた日常の苦情・要望・提案・提言・改善等の声については、日々の取組の中で踏まえます。また、長期的な視点で取り組む必要があるものについては、施策形成の中でも検討します。

6 福祉が充実したまち		
地域福祉		青梅市地域福祉計画
高齢者福祉		青梅市高齢者保健福祉計画
障害者福祉		青梅市障害者計画
		青梅市障害福祉計画
社会保障		青梅市介護保険事業計画
7 活気ある産業で雇用が生まれるまち		
農業・林業		青梅市農業振興計画
		青梅市農業振興地域整備計画
商業		青梅市商店街振興プラン
観光		青梅市梅の里再生計画
8 都市基盤が整う魅力あるまち		
都市形成		青梅市都市計画マスタープラン
道路		青梅市健康と歴史・文化の路整備事業計画
		青梅市橋りょう長寿命化修繕計画
公共交通		青梅市公共交通基本計画
下水道		青梅市公共下水道事業中期構想
		青梅市下水道総合地震対策計画
都市景観		青梅市景観まちづくり基本方針
		青梅駅周辺景観形成地区景観形成計画
9 みんなが参画し協働するまち		
男女平等参画		青梅市男女平等推進計画
10 持続的な行財政運営ができるまち		
行政運営		青梅市行財政改革推進プラン
公共施設保全・整備		青梅市公共建築物保全整備計画

平成25年4月現在

意見要旨	市の考え方
「まちの現状認識と課題」に対して短期といえる「10年後のまち」の内容としては抽象的であり、具体性に欠ける。可能な限り具体的に到達目標を示さなければ、安心、安全が実感できない。	基本構想はこれからのまちづくりの方向性を示しています。基本計画において施策分野ごとに現状を踏まえた、基本施策を示します。
「受益者負担」「自助、共助、公助のバランス」、「給付と負担のバランス」などが各所で強調されているが、格差の拡大、社会的不合理が広がるなかで個人の力だけでは解決できないこともあり、基本的人権、生存権の保障など憲法の立場に立った施策を望む。	市民や団体、地域等の協力を得て、多様な主体が社会的な役割を發揮することが重要だと考えています。
計画の役割に「自律的かつ継続的に経営的観点をもって推進するための総合指針」とあるが、市は会社経営と違い儲けるためのものではないので、行政がやるべきことは利益とは関係なくやってほしい。	経営については、市民福祉の向上のために危機感やスピード感をもって臨み、成果を出すという意思を示しています。効率性のみを重んじるということではありません。
計画の目的にある「厳しい時代を乗り越え発展を目指す指針」の「厳しい」内容は「人口問題や長引く経済の低迷」だと思うが、その捉え方が受身で、解決への意気込みを感じられないので、原因を直視し変えていく姿勢に立ってほしい。	基本構想はこれからのまちづくりの方向性を示しています。基本計画において施策分野ごとに現状を踏まえた、基本施策を示します。
安全があって、その上で、人の助け合いや絆が生じて文化を築き、それを享受できるまちとなるので、基本理念の優先順位は(1)、(2)、(3)を逆転させてほしい。	基本理念は、市の持つ自然と文化、市民の心のふれあいを示し、今よりもさらに安全・安心のレベルアップを図っていくことを示しています。
どれもが素晴らしい構想案であり、実現に向け、市民の1人として協力したい。	今後ともご協力をお願いします。
総合長期計画を作るにあたっては、学者をたくさん揃えて審議するのではなく、住民の声をよく聞いて、市の職員を中心に作っていき、それを学者に検討してもらうようにすることで、税金を節約できるのではないか。	総合長期計画は、市民のご意見を様々な機会を捉えお聴きするとともに、市職員も様々な形で策定に参画しています。そのうえで審議会の調査・審議を受けながら策定を進めています。
基本理念の三本の柱については、良いと思うが、具体的にそれを実現していく政策が大事だと思う。	基本構想はこれからのまちづくりの方向性を示しています。基本計画において施策分野ごとに現状を踏まえた、基本施策を示します。

意見要旨	市の考え方
基本理念(2)について、「郷土に対する愛着と誇りを持ち・・・」と書いてあるが、ここに「まちづくりの基本方向」の3と4を持ってきて「多世代交流を通じて、若者と高齢者が互いに支えあい、歴史を通じて郷土に対する愛着を持てるような教育を・・・」というような一文を入れることにより「人と人とのこころのふれあいがあるまち」という理念が市民にとってより身近なものになるのではないかと。	表記について、他の理念とのバランスを考慮しました。
基本理念(3)「安全・安心なくらしが物質的に・精神的に保障されるまち」という部分で、「物質的・精神的」の箇所が何を言っているのか分かり難いので、例えば「物質的・精神的を「体と心」と置き換え、「安全・安心なくらしが体と心の両面で保障されるまち」というようにしてみてもどうか？	表記について整理をしました。
基本理念の中に、もうひとつ、「次世代への教育」をしっかりとしていくということを入れてみてはどうか。	「未来を担うたくましい人材」として「(2) 人と人の心のふれあいがあるまち」で踏まえています。
「第6次青梅市総合長期計画基本構想素案」という名称に替わる、もっと親しみやすい名称を公募してみてもどうか。	計画の名称は、これまでを踏襲し継続して用いました。
市の抱える課題をどれだけ解決できたか、市の掲げる理念をどれだけ実現できたかという指標を作り、年に一回市民に公表してはどうか。	指標等を用いた計画の進行管理と市民への公表については、実施計画の中で検討します。
基本理念や方向性は伝わってくるが、具体的な事が明記されていないのでわかりづらい。	基本構想はこれからのまちづくりの方向性を示しています。基本計画において施策分野ごとに現状を踏まえた、基本施策を示します。
何故、計画作成の為に10年もかかるのか理解できない。3年で出来ないのか？国政同様、危機意識とスピード感が欠如している。	計画の策定は2か年で行い、計画的に取り組む期間を10年としています。
素案の閲覧は青梅市民にとって大切な事なので、資金はかなりかかるが各家庭に全文を配布すべきだと思う。	各家庭への全文配布は予定していませんが、より多くの方に計画書を見てもらえるよう工夫して取り組みます。
病院、施設利用者、学校、家庭など、多くの人の意見を聞き、それから案を出した方がいいと思う。本当の問題点は市の方には伝わっていない。	様々な機会を捉えてご意見をお聴きするとともに、計画の内容について説明をしながら策定を進めます。
若い世代にこの広報1枚で基本構想を伝え、意見を募集しても集まらないのではないかと。市民にもっと浸透させるためには、他にも伝える場や方法が必要だと思う。	様々な機会を捉えてご意見をお聴きするとともに、計画の内容について説明をしながら策定を進めます。

意見要旨	市の考え方
基本方向は賛同できます。これを具体化できるような政治をしてほしい。	基本構想はこれからのまちづくりの方向性を示しています。基本計画において施策分野ごとに現状を踏まえた、基本施策を示します。
基本理念「地域ニーズの変化に対応するため3つの…」とし、ここでは厳しい時代は削除する。	「厳しい時代」については社会経済の現状を踏まえ表記しました。
市民に負担を押し付けるのではなく、日本国憲法に基づき基本的な人権を尊重し、市民の暮らしは市政として責任を持って取り組むことが基本構想に表現されているとよいと思う。	市民や団体、地域等の協力を得て、多様な主体が社会的な役割を發揮することが重要だと考えています。
行政活動の基本となる最上位計画の割には広報2ページだけで説明会もなく、市民への紹介は大変お粗末だと思う。	様々な機会を捉えてご意見をお聴きするとともに、計画の内容について説明をしながら策定を進めます。
「第5次総合長期計画」がどれだけ達成出来たのか、達成状況を市民にわかるような形で教えてほしい。	計画の策定に当たり第5次総合長期計画の事業検証を行いました。計画期間終了後の達成状況についても検証を行う予定です。
これまでの総合計画は内容が多すぎるので、市長、職員、市民が考えて作った手づくりの感じられる「計画」がほしい。	総合長期計画は、市民のご意見を様々な機会を捉えお聴きするとともに、市職員も様々な形で策定に参画しています。そのうえで審議会の調査・審議を受けながら策定を進めています。
市政総合世論調査、子ども世論調査の結果を十分尊重してほしい。	総合長期計画は、市民のご意見を様々な機会を捉えお聴きするとともに、市職員も様々な形で策定に参画しています。そのうえで審議会の調査・審議を受けながら策定を進めています。
生産年齢人口の市外流出を防止する施策を行ってほしい。	人口問題を考えるうえで重要な点だと考えておりますので、重視してまいります。
年少～40代が住みたくなるような市政運営をしてほしい。	人口問題を考えるうえで重要な点だと考えておりますので、重視してまいります。
人口を増やす政策を行ってほしい。	人口問題を考えるうえで重要な点だと考えておりますので、重視してまいります。
推計人口が記されているが、「10年後も現在と変わらない14万人とする」など、目標が必要だと思う。	目標人口を138,000人として設定しました。
第5次基本構想の「基本方向」が5つの柱だったのに対し、第6次ではより具体的且つ「めざす価値」がわかるように形容された10の柱となり、良いと思う。	目指す方向を、より明確にいたしました。
この10の柱は、将来の人口構成の変動が、社会全体をどのように変容させるかを踏まえて導き出されているのかどうかポイントだと思う。	人口構成の変動も視野に入れて策定を進めてまいりました。

意見要旨	市の考え方
まちづくりは、市民にとっては希望をもって思い描けるものであるべきだが、かといって理想的・模範的・美文的な内容に終始しては、本当に青梅市を維持するための戦略的な指針にはなり得ないと思う。	基本構想はこれからのまちづくりの方向性を示しています。基本計画において施策分野ごとに現状を踏まえた、基本施策を示します。
まちのあり方の視点～持続可能な都市を目指す5つの視点はいいと思う。今後の基本計画の議論におけるまちづくりを考えるためのキーワードとして「依存からの脱却」「政策誘導的に市場を形成する」「みんなが価値を共有する」「青梅市民にとって幸せとは何か」を提案したい。	基本構想はこれからのまちづくりの方向性を示しています。基本計画において施策分野ごとに現状を踏まえた、基本施策を示します。
「地域経済活性化により安全・安心を担保する税収の確保」、「新たな産業の創出と地域循環経済の確立による持続ある街の発展」、「安心して子育てできる環境と雇用機会の創出で子育て夫婦が住み、働けるまち」の3点についても基本理念に取り入れてほしい。	基本理念ではなく、基本計画において施策分野ごとに現状を踏まえた、基本施策を示しますので、その中で検討します。
永山丘陵は、自然を保全するよりも積極的に宅地化を進めて住民を増やし、市税収入を増やし、減っている青梅駅乗降客を増やす等の政策を取ることが望ましいと思う。	永山丘陵は、宅地開発の方針を転換し、里山保全に動いてきた経緯があり、里山としての整備を進めています。
10年計画の基本方向の具体的な提示や実行は、各分野の専門家と多くの市民の協力を得つつ、前倒しにしてほしい。	多様な主体と連携・連動した取組を検討します。
市民の審議会メンバーをもっと増やし、有識者についても、もっと青梅市在住者を登用してほしい。	ご意見として伺います。
織物(タオル)業を全国ブランドに育てた人、書道の普及振興に尽くしている人など、永年地場産業の振興や郷土の文化向上に尽くしてきた人々の顕彰に関する施策が必要である。	計画策定にあたり、参考とさせていただきます。
青梅市が発展するためには何を伸ばすか、何が青梅独自の魅力的なものを、市としてしっかりとらえて市の将来像を描き、そのための施策を重点的に進めていく必要がある。	本市の特性で「強み」と「弱み」を整理し、「強み」を生かし、「弱み」を克服する施策の展開に繋げてまいります。
パブリック・コメントの募集方法を、高齢者にも配慮したものにしてほしい。	ご意見として伺います。
パブリック・コメントの募集期間が短いので、長くしてほしい。	ご意見として伺います。
人口増加対策をしてほしい。	人口問題を考えるうえで重要な点だと考えておりますので、重視してまいります。

意見要旨	市の考え方
他市が行わないようなチャレンジ施策を行ってほしい。	多様な主体と連携・連動した取組を検討します。
他市がやって成果を上げている施策を、青梅市でもどんどん模倣してほしい。	計画策定にあたり、参考とさせていただきます。
碎石跡地を有効活用してほしい。	計画策定にあたり、参考とさせていただきます。
長期計画とは別に、中期産業振興プラン(3年単位)を策定してほしい。	基本構想のもとに10年間の基本計画と、3年単位の実施計画を策定します。

基本計画素案(総論)に対する意見

意見要旨	市の考え方
計画の構成と期間について、基本計画は5年で見直し、実施計画は3年単位となっているが基本計画が変更されても以前の実施計画が継続するのはおかしいのではないかと。	実施計画は、3か年の年次計画をたて、毎年のローリングによって、事業の進捗状況等を踏まえて見直しをしていきます。
青梅市内の労働人口の内、職場が市内と市外の人口を加味した基本理念を作成すべき。市外に通勤している者は地元に対する協力は難しいと思う。	ライフスタイルは多様なものとして踏まえたうえで、個々の役割分担が重要だと考えています。
地区間交流の視点に立った施策が必要ではないか。人口推移予測では、人口増加が見込まれるのは新町地区のみ。全国的な人口減少、近年の経済状況では企業誘致、観光客の大幅な増加は見込めない。素案では、地区間交流については言及がない一方、市と各地区の関係が強調されている。地区間交流を活発化することにより、新町地区の活力を他地区に波及させて、各地区も活性化させる「内需拡大」を図るべきである。	自然環境や交通環境など、広い市域の中で地域の環境が異なっています。老年人口の増加など、年齢構成の変化に着目しつつ、地域の実情を踏まえ施策を推進していきます。
あくまで市民本位、平和で自然豊かな青梅に住んでよかったという施策を望み、同時に国に対して、そういう立場からきちんと意見を上げられる自治体になってほしいと思う。また、教育行政はあくまで、平等に公平にどの子にもゆきわたるようにし、青梅の豊かな自然を守り、市民の自主活動を応援する施策を望む。	豊かな自然資源を未来へと引き継ぎながら、あらゆる世代が生き生きと元気で活力に満ちた暮らしを営むことができるよう着実に施策を推進していきます。
エネルギーの転換やライフスタイルの変化、人口構成の変化に対する方策が見当たらず、10年を見通しての計画といえるのか。課題に対する認識、施策の掘り起こしが不足している。	再生可能エネルギー施策や元気高齢者のいきがづくりなどの施策に取り組めます。

意見要旨	市の考え方
将来人口について、推計人口より多い138,000人としているが、全国的な人口減少の中4,000人の増加は困難ではないか。「子育て支援や職住近接のまちづくり」「様々な施策展開による人口増加を目指し」としているが具体的な記載がない。	中心市街地の活性化への取組や企業誘致による産業振興等による職住近接のまちづくりを進め人口の流入を図るとともに、人口減少を鈍化させることにも着目し、暮らしやすさの視点で諸施策に取り組めます。
土地利用に関して、黒沢採石場跡地は、今回も新市街地計画ゾーンとなっているが、市は、ここをどういうまちにしようと計画しているのかわからない。長期計画の関係の文書には、地権者の意向もあるという趣旨の記載もある。埋め戻した土等の土壌汚染のリスクもある危険な土地についてどのような評価をしているのか。埋め立てられている有害物質などの調査と対策の方針をもつ必要があると思う。	新市街地計画ゾーンは、周辺環境との調和に配慮しつつ、新たな産業立地なども含めて機能的な市街地を目指そうとするものです。
「限られた財源の中で、社会経済状況の変化や多様化し高度化する市民ニーズに対応し、より良い公共サービスを提供していくためには、効果的で効率的な行政運営をする」としています。限られた財源だからこそ、市民の安全、安心に暮らせることを優先に考えることが大切と考える。	「安全・安心」については、まちのあり方の視点としてあらゆる分野において重視していきたいと考えています。
「新たな産業の育成、企業の誘致を進め、地域の活性化と市民の安定的な雇用につとめる」は、福祉は切り捨て、中小企業への支援はせず、市民に負担をかけ、企業誘致に多額の税金を注ぎ込み、失敗の結末にならざるを得ない。新たな道路建設や新たな開発についても同様である。今ある市民の切実な要求にフルに応える計画こそ、素案の基本とすべきである。	限られた財源を効果的に活用し、施策推進を図ると同時に、長期的な視点で税源のかん養を図ることも重要であると考えています。
総合長期計画は、「①市政運営を自立的かつ継続的・経営的観点を持って推進するための総合指針」だが、地方自治法第1条の2の第1項は「地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と記している。総合長期計画の基本には、何よりも住民の福祉の増進を図ることを基本とする自治体像＝青梅市像を作り上げることが必要だと思う。	住民福祉の向上は、基本構想の「計画の目的」の中でまちづくりの前提として捉えています。
青梅には多摩26市中、児童館はゼロ、コミュニティバスはない、市民に対する目の付けどころが逆である。あの街に住みたいという市民を思いやる行政が必要。	本市の地域性などを踏まえた施策を推進していきます。

※基本構想素案および基本計画素案の総論に寄せられた意見のみ掲載しています。

4 青梅市総合長期計画策定の経過

年 月 日	実 施 内 容
平成23年 1月11日	第1回プロジェクトチーム会議(基礎データ集作成・将来人口推計・財政運営研究)
3月11日	第1回土地利用研究会議
4月14日	青梅市総合長期計画策定方針発表
7月4日	第1回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
7月20日	第1回青梅市総合長期計画策定委員会部会会議(全部会)
7月25日	子ども未来会議
8月10日	第1回青梅市総合長期計画審議会(諮問)
8月30日	青梅市基礎データ集作成プロジェクトチーム会議最終回(全5回)
8月30日	第1回青梅市総合長期計画検討チーム会議
9月20日	第2回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
10月5日	第2回青梅市総合長期計画審議会
11月14日	第2回青梅市総合長期計画策定委員会部会会議(協働・行政運営部会)
11月16日	第2回青梅市総合長期計画策定委員会部会会議(産業・都市基盤部会)
11月17日	第2回青梅市総合長期計画策定委員会部会会議(健康・福祉部会)
11月18日	第2回青梅市総合長期計画策定委員会部会会議(教育・文化部会)
11月21日	第2回青梅市総合長期計画策定委員会部会会議(生活・環境部会)
12月5日	第3回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
12月21日	第3回青梅市総合長期計画審議会
平成24年 1月10日	第3回青梅市総合長期計画策定委員会部会会議(教育・文化部会)
1月11日	第3回青梅市総合長期計画策定委員会部会会議(産業・都市基盤部会)
	第3回青梅市総合長期計画策定委員会部会会議(健康・福祉部会)
1月12日	第3回青梅市総合長期計画策定委員会部会会議(生活・環境部会)
1月13日	第3回青梅市総合長期計画策定委員会部会会議(協働・行政運営部会)
1月24日	第4回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
1月25日	第4回青梅市総合長期計画審議会
2月13日	第5回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
2月20日	第6回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
2月22日	第5回青梅市総合長期計画審議会

年 月 日	実 施 内 容
平成24年 3月8日	第7回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
3月16日	市議会中間報告
3月28日	パブリック・コメント実施(4月11日まで)
4月16日	土地利用研究会議最終回(全7回)
4月20日	青梅市将来人口推計プロジェクトチーム会議最終回(全7回)
5月1日	第8回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
5月17日	第9回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
5月21日	第6回青梅市総合長期計画審議会
6月14日	市議会中間報告
7月10日	第10回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
7月23日	第7回青梅市総合長期計画審議会
8月7日	青梅市財政運営研究プロジェクトチーム会議最終回(全9回)
8月14日	第11回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
8月23日	第12回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
8月30日	第8回青梅市総合長期計画審議会
9月13日	市議会中間報告
9月28日	第13回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
10月1日	パブリック・コメント実施(10月17日まで)
10月9日	第9回青梅市総合長期計画審議会
10月23日	第14回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
10月29日	市議会中間報告
11月2日	第10回青梅市総合長期計画審議会
11月20日	第15回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議
	青梅市総合長期計画審議会から市長に答申
11月29日	平成24年第4回青梅市議会定例会で「青梅市総合長期計画基本構想・基本計画」を議決
平成25年 3月15日	第16回青梅市総合長期計画策定委員会本部会議(最終回)
3月27日	青梅市総合長期計画検討チーム会議最終回(全5回)
4月1日	広報おうめ特集号「青梅市総合長期計画概要版」を発行

5 関連条例・要綱等

青梅市総合長期計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定にもとづき、青梅市長(以下「市長」という。)の附属機関として、青梅市総合長期計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、青梅市総合長期計画の基本構想および基本計画に関する事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 8人以内
- (2) 民間団体の代表者 4人以内
- (3) 市民 4人以内

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議期間とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、市長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員および議事に関する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員および議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画調整担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

青梅市総合長期計画審議会委員名簿

選出区分	氏 名	役 職 等
条例第3条 第1項第1号	◎ 篠原 修	東京大学名誉教授
	亀山 章	東京農工大学名誉教授
	羽藤 英二	東京大学工学系研究科准教授
	米村 恵子	江戸川大学社会学部教授
	山井 理恵	明星大学人文学部教授
	和田 孝	帝京大学文学部教授
	杉村 哲也	元東京消防庁消防総監
条例第3条 第1項第2号	○ 館 盛和	青梅商工会議所会頭
	野崎 啓太郎	西東京農業協同組合代表理事組合長
	志村 文也	青梅市自治会連合会会長
	稲葉 恭子	NPO法人青梅こども未来代表理事
条例第3条 第1項第3号	岩田 有弘	公募市民
	村野 公一	公募市民
	林 薫	公募市民
	島田 睦巳	公募市民

◎…会長、 ○…副会長

青梅市総合長期計画策定委員会本部設置要綱

- 1 設置

第6次青梅市総合長期計画の基本構想および基本計画（以下「基本構想等」という。）の策定について必要な事項を検討するため、青梅市総合長期計画策定委員会本部（以下「委員会本部」という。）を設置する。
 - 2 所掌事項

委員会本部は、次に掲げる事項を所掌する。

 - (1) 基本構想等の策定に関すること。
 - (2) その他基本構想等に盛り込むべき重要課題に関すること。
 - 3 組織

委員会本部は、委員20人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

 - (1) 本部長 市長
 - (2) 副本部長 副市長
 - (3) 委員 教育長、病院事業管理者、青梅市経営会議規則（昭和44年規則第27号。以下「規則」という。）第2条第1号に規定する部長および議会事務局長
 - 4 本部長の職務および代理
 - (1) 本部長は、委員会本部を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 会議

委員会本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。
 - 6 代表幹事会
 - (1) 委員会本部を補佐するため、代表幹事会を置く。
 - (2) 代表幹事会は、企画調整課長、次項に規定する部会の部会長および副部会長をもって組織する。
 - (3) 代表幹事会は幹事長および副幹事長を置き、委員の互選により定める。
 - (4) 代表幹事会は、幹事長が必要であると認めるとき招集する。
 - 7 部会等
 - (1) 本部長が指示した個別事項を検討するため、委員会本部の下に別表に定める部会を置く。
 - (2) 部会は、規則第2条第2号に規定する課長および議会事務局次長をもって組織し、各部会の構成員は、本部長が別に定める。
 - (3) 各部会に部会長および副部会長を置き、その部会に所属する委員が互選する。
 - (4) 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
 - (5) 市の土地利用に関し各部会に関連する事項について検討を行うため、委員会本部の下に土地利用研究会（以下「研究会」という。）を置く。
 - (6) 研究会は、各部会の構成員の中から本部長が指名する者をもって組織する。
 - (7) 研究会の設置について必要な事項は、本部長が別に定める。
 - 8 検討チーム
 - (1) 委員会本部は、特定事項について調査および研究を行うため、青梅市総合長期計画検討チーム（以下「検討チーム」という。）を置くことができる。
 - (2) 検討チームは、企画調整課長および希望する職員のうちから本部長が任命する委員30人以内をもって組織する。
 - (3) 検討チームに、委員長および副委員長を置き、委員長には企画調整課長を、副委員長にはその検討チームに所属する委員が互選する者をもってこれに充てる。
 - (4) 検討チームは、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
 - (5) 委員会本部は、検討チームのほか、次期青梅市総合長期計画策定に向けた調査研究等実施要領（平成22年12月1日実施）第3項に規定するプロジェクトチームに対し調査および研究を行わせることができる。
 - (6) 部会は、必要があると認めるときは、検討チームおよびプロジェクトチームに対し、調査および研究を行わせることができる。
 - 9 関係職員の出席

委員会本部、部会および検討チーム（以下「委員会本部等」という。）は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、会議への出席または資料の提出を求めることができる。
 - 10 庶務

委員会本部等の庶務は、企画調整担当課において処理する。
 - 11 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
 - 12 実施期日

この要綱は、平成23年5月2日から実施する。
- 別表（第7項関係）
- 1 生活・環境部会
 - 2 教育・文化部会
 - 3 健康・福祉部会
 - 4 産業・都市基盤部会
 - 5 協働・行政運営部会

次期青梅市総合長期計画策定に向けた調査研究等実施要領

1 目的

この要領は、青梅市（以下「市」という。）における現行の第5次総合長期計画の目標設定期間が平成24年度末をもって満了することを踏まえ、次期総合長期計画（以下「長期計画」という。）の策定に向けた基礎資料の収集および作成ならびに現状の分析を含めた調査研究（以下「調査研究等」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 調査研究等の内容

調査研究等の内容は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項に関する基礎データの収集および課題や論点の抽出

- ア 暮らしに関すること。
- イ 教育・文化に関すること。
- ウ 健康・福祉に関すること。
- エ まちの活性化に関すること。
- オ 地域運営に関すること。

(2) 市の将来人口推計

(3) 市の財政運営に関する調査研究

(4) 市の土地利用に関する調査研究

(5) その他青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める調査研究

3 プロジェクトチームの設置

(1) 設置

前項第1号、第2号および第3号に掲げる調査研究等を実施するため、次のプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

ア 青梅市基礎データ集作成プロジェクトチーム

(ア) 所掌事項

市の現状について客観的な視点でデータ収集、分析を行い、広く市民に周知を図ることを目的としたデータ集を作成するために設置するものとし、次に掲げる事項を所掌する。

- a 基礎データの収集に関すること。
- b 収集すべきテーマ抽出に関すること。
- c その他データ集作成に関すること。

(イ) 組織

- a リーダー 企画調整課長

- b サブリーダー 委員のうち企画調整課長が指名する課長補佐または係長（主査を含む。）

- c 委員 各部長が指名する当該部に所属する課長補佐または係長（主査を含む。）5人および主任以下の職員20人程度

(ウ) 任期

委員の任期は、次の(エ)に規定する報告の日までとする。

(エ) 報告

リーダーは、作成したデータ集を経営会議に報告するものとする。

イ 青梅市将来人口推計プロジェクトチーム

(ア) 所掌事項

人口推計方法を研究するとともに、市の地域性等を加味した今後の長期的な人口の推移予測を行い、将来人口推計に関する報告書をまとめるために設置するものとし、次に掲げる事項を所掌する。

- a 将来人口推計に関すること。
- b その他将来人口推計に関すること。

(イ) 組織

- a リーダー 企画調整課長
- b サブリーダー 委員のうち企画調整課長が指名する者
- c 委員 市長が指定する部長が指名する当該部に所属する主任以下の職員10人程度

(ウ) 任期

委員の任期は、次の(エ)に規定する報告の日までとする。

(エ) 報告

リーダーは、将来人口推計に関する報告書を経営会議に報告するものとする。

ウ 青梅市財政運営研究プロジェクトチーム

(ア) 所掌事項

市の財政状況について調査、分析を行い、地域経済等の状況を勘案した、市の将来にわたる財政運営研究に関する報告書をまとめるために設置するものとし、次に掲げる事項を所掌する。

- a 財政運営状況の調査研究に関すること。
- b その他財政運営研究に関すること。

(イ) 組織

- a リーダー 財政課長
- b サブリーダー 委員のうち財政課長が指名する者

c 委員 市長が指定する部長が指名する当該部に所属する課長補佐または係長(主査を含む。)以下の職員 5人程度

(ウ) 任期

委員の任期は、次の(エ)に規定する報告の日までとする。

(エ) 報告

リーダーは、財政運営研究に関する報告書を経営会議に報告するものとする。

(2) リーダーおよびサブリーダーの職務

ア リーダーは、P Tを代表し、会務を総理する。

イ サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 会議

ア P Tの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーが議長となる。

イ リーダーは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席または資料の提出を求めることができる。

4 調査研究のための会議の設置

第2項第4号および第5号に掲げる調査研究のため、市長は、必要に応じて会議を設置することができる。

5 協力

各部課長は、P T等の要請にもとづいて、円滑に調査研究等の遂行が図れるよう協力しなければならない。

6 庶務

調査研究等に関する庶務は、企画調整課が処理する。

7 その他必要な事項

この要領に定めるもののほか調査研究等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

8 実施期日

この要領は、平成22年12月1日から実施する。

●青梅市総合長期計画策定委員会本部

本部長	市長	竹内 俊夫	健康福祉部長	松岡 俊夫
副部長	副市長	下田 掌久	子ども家庭部長	神尾 和弘
委員	教育長	畑中 茂雄	建設部長	古屋 正治(小村 明)
	病院事業管理者	原 義人	都市整備部長	小島 晴夫
	企画部長	岡田 芳典(古屋 孝男)	(上下水道部長	久保 幸雄)
	総務部長	池田 央(池田 房生)	事業部長	清水 宏(吉澤 武)
	財務部長	富澤 邦男	会計管理者	岩波 秀明
	防災安全部長	築地 明	病院事務局長	大谷 繁(木住野盛男)
	市民部長	恒益 基樹	議会事務局長	加藤 秀夫(関塚 泰久)
	環境経済部長	水村 和朗	教育部長	柳内 秀樹

●青梅市総合長期計画策定委員会部会

生活・環境部会

◎柳内 賢治	伊藤 博司	内田 収	島田 弘美	高橋 昇	関塚 浩
小澤 龍司	原 豊	青柳 和広	八木 尚由	○荒井ヒロミ	

教育・文化部会

志村 正之	藤野 唯基	◎渡辺慶一郎	村木 晃	野村 友彦	中嶋建一郎
朱通 智	○武藤 裕代	萩原 宏志	石田 治郎	星野 和弘	

健康・福祉部会

為政 良治	宇津木博宣	大沢 正美	◎松岡 俊夫	平野 雅則	神尾 和弘
○高橋 秀夫	町田 幸子	乙津 義治	大谷 繁	西田 和彦	榎戸 謙二

産業・都市基盤部会

星野 由援	並木 弘	浜中 茂	○高野 佳弘	福泉 謙司	谷田部祐久
古屋 正治	◎木村 文彦	原島 和久	高水 靖志	内野 康行	持田 繁

協働・行政運営部会

◎新居 一彦	岩波 秀明	橋本 俊明	島崎 昌之	野寄 松夫	国生 隆利
○池田 英喜	新田 肇	清水 宏	橋本 雅幸		
◎…部会長 ○…副部会長					

●土地利用研究会

小山 高義	為政 良治	青柳 和広	浜中 茂	伊藤 英彦	平野 雅則
福島 信久	木村 文彦	原島 和久	高水 靖志	内野 康行	八木 尚由
高橋 昇	星野 由援	高野 佳弘	福泉 謙司	久保 幸雄	小佐野英明
平原 順一					

●青梅市総合長期計画検討チーム

◎小山 高義 小林 靖幸 山中 威 ○北村 和寛 ○伊藤慎二郎 川島 正男
須崎 正宏 神山 常夫 山崎 健司 鈴木 和樹 尾澤ことみ 川島 直之
東 康広 小嶋 一寛 高水 直子 小原 尚人 和田 宏 谷合 一秀
森田 利寿 松永 和浩 関根 真吾 森 清剛

●青梅市基礎データ集作成プロジェクトチーム

◎小山 高義 ○伊藤慎二郎 赤堀 直史 岩波 繁樹 大野 修一 尾澤ことみ
小峯 勝 並木 友道 能間 隆史 山崎 健司 ○山中 威 東 康広
市倉いつか 川島 直之 車田 勇人 ○北村 和寛 金丸 智洋 小嶋 一寛
種村 学 茂木 淳 師岡 真紀 ○川島 正男 新井 時彦 五十嵐純二
遠藤 裕 須崎 正宏 平野 広美 星野 聡史 ○丹野 博彰 高水 直子
小林 靖幸 森田 亜州 和田 宏 谷合 一秀 森田 利寿 松永 和浩
関根 真吾 森 清剛

●青梅市将来人口推計プロジェクトチーム

◎小山 高義 石川 真 市原 雅憲 太田 香菜 笹木 真士 谷合 義一
野澤 隆行 松岡千江子 峯岸 郁江 村田 憲彦 森田 和洋 和久井英樹
○森 清剛

●青梅市財政運営研究プロジェクトチーム

◎新居 一彦 岩波 秀明 太田 進也 大舘 学 陶山 晶平 内藤なつ瑞
内藤 義明 橋本ひろみ 原島美樹子 福泉 俊治 茂木 正 山口 剛
和田 宏 ○谷合 一秀
◎…リーダー ○…サブリーダー